

事務連絡  
令和8年1月28日

各都道府県介護施設等整備担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

社会保険診療報酬支払基金により助成金の交付を受けて整備した  
老人保健施設等の財産処分に係る取扱いについて（再周知）

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、医療法人等事業者に対して交付した施設整備等に係る助成金について、財産処分に該当する事例が生じた場合は、整備事業年度の交付要領の定めるところにより、財産処分の承認に係る事務処理が行われているところです。

このことについては、これまでも「社会保険診療報酬支払基金により助成金の交付を受けて整備した老人保健施設等の財産処分に係る取扱いについて」（令和4年11月10日付け事務連絡）等により周知を行ってきたところですが、各都道府県におかれましては、引き続き、財産処分時に必要な手続が遺漏なく行われるよう医療法人等事業者に助言いただくとともに、承認手続に係る相談があった際にはその情報を支払基金に提供いただくようお願いします。

なお、具体的な事務手続等については、下記を参照いただくとともに、支払基金へ照会ください。

## 記

- 1 支払基金に手続きが必要となる助成金及び対象施設
  - ・ 平成5～10年度特別保健福祉事業費助成金により整備された老人保健施設
  - ・ 平成6～11年度老人保健拠出金事業助成金により整備された老人保健施設等
  
- 2 申請手続等の取扱い
  - ・ 参考1「整備財産の処分申請に係る取扱等」
  - ・ 参考2「助成金により取得した整備財産の処分承認申請について」

3 照会先

社会保険診療報酬支払基金財政調整事業部 企画調整課 企画・管理係

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号

代表番号 : 03-3591-7441

メール : shokai@koreisha.ssk.or.jp

「整備財産の処分申請に係る取扱等」  
(社会保険診療報酬支払基金分)

区分	処分申請の内容		処分申請の承認に当たっての条件
	一般的な処分手例	助成時の整備財産 → 処分後の整備財産	
1 目的に反して使用	介護保険の給付対象事業用として使用(転用)	 → 	次の1～3の条件を付す。 1 再度財産処分する場合は、新たに理事長の承認を受けること。 2 財産処分にあたり収入があった場合は、その収入を基金に納付させることがあること。 3 財産は善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運営を図ること。
	事業者の負担により同等以上の同種の財産を別に取得し、事業を継続	 →  + 	
	整備財産は取壊すが、事業者の負担により同等以上の同種の財産を取得し、事業を継続	 → 取壊し + 	
	助成金交付の目的の事業を廃止	 → 	(条件を付さない) ※ 返還額は処分制限期間の残存年数を基に算出
2 譲渡	他の医療法人、社会福祉法人に <b>無償</b> 譲渡(同事業を継続)	 → 	上記1～3に次の4を加えた4つの条件を付す。(譲受人) 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。
	他の医療法人、社会福祉法人に <b>有償</b> 譲渡	 → 	(条件を付さない) ※ 返還額は原則譲渡金額に助成率を乗じて算出
3 交換	同等以上のものと交換	 → 	上記1～3に次の4を加えた4つの条件を付す。 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。
	同等未満のものとの交換	 → 	
4 貸付	他の医療法人、社会福祉法人に <b>無償</b> 貸付(同事業を継続)	 → 	上記1～3に次の4を加えた4つの条件を付す。(借主) 4 財産は助成金の交付の目的に使用すること。
	他の医療法人、社会福祉法人に <b>有償</b> 貸付	 → 	(条件を付さない) ※ 返還額は原則契約金額に助成率を乗じて算出

注1. 社会保険診療報酬支払基金が[医療法人等事業者]に対し交付した施設等整備に係る助成金は次のとおり。

- ① 特別保健福祉事業費助成金(平成5年度確定分から平成10年度確定分)
- ② 老人保健拠出金事業助成金(平成6年度確定分から平成11年度確定分)

<参考(整備事業名及び助成状況)>

- ◆ (介護)老人保健施設整備・・・①及び②を交付
- ◆ 老人訪問看護ステーション整備・・・②のみ交付
- ◆ 療養型病床群転換整備・・・・・・・・②のみ交付(平成8年度～平成11年度)

2. 医療法人等事業者において、財産処分に該当する事例が生じた場合は、各年度の助成金交付要領の定めに基づく別添の「助成金により取得した整備財産の処分承認申請について」による申請が必要となります。ただし、厚生労働省告示の処分制限期間内の整備財産に限ります。

3. ⇨ は「助成金の返還なし」、⇨及び⇨は「助成金の返還あり」を表します。

4.  は「交付の目的の事業の継続あり」、 は「交付の目的の事業の継続あり又はなし」を表します。

令和 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

法人名

代表者名

所在地

電話番号

## 助成金により取得した整備財産の処分承認申請について

平成 年度老人保健拠出金事業助成金・特別保健福祉事業費助成金により整備した財産については、次のとおり財産処分したいので、関係書類を添えて申請します。

## 1 整備事業名

## 2 処分に係る施設の名称及び所在地

名 称	
所在地	

## 3 申請の理由

4 譲渡先、交換先又は貸し付け先

名 称	
所在地	

5 処分に係る財産

(1) 施設整備分

(2) 設備整備分

品 目	規 格	数 量	単 価	金 額

6 処分後の用途

7 期日

(1) 開設許可又は指定年月日	平成	年	月	日
(2) 事業開始年月日	平成	年	月	日
(3) 事業廃止 (予定) 年月日	令和	年	月	日
(4) 財産処分 (予定) 年月日	令和	年	月	日

## 記 載 要 領

「1 整備事業名」

老人保健施設整備事業、老人訪問看護事業所（老人訪問看護ステーション）整備事業又は療養型病床群転換整備事業の別を記載すること。

「2 処分に係る施設の名称及び所在地」

処分申請に係る施設の名称及び所在地を記載すること。

「3 申請の理由」

処分申請に係る理由、処分の形態（無償譲渡、有償貸し付け等）を記載すること。

「4 譲渡先、交換先又は貸付先」

処分の形態が譲渡、交換又は貸し付ける場合、その相手先の名称及び所在地を記載すること。

「5 処分に係る財産（1）施設整備分」

施設整備費に係る処分申請の場合、処分対象となる整備財産の延べ面積、階（数）等を記載すること。

「5 処分に係る財産（2）設備整備分」

設備整備費に係る処分申請の場合、処分対象となる整備財産の品目、数量及び金額等を記載すること。

「6 処分後の用途」

処分後の整備財産の用途を記載すること。

「7 期日（1）開設許可又は指定年月日」

老人保健施設整備事業又は療養型病床群転換整備事業の場合は、開設許可年月日を記載すること。

老人訪問看護事業所（老人訪問看護ステーション）整備事業の場合は、指定年月日を記載すること。

「7 期日（2）事業開始年月日」

事業開始年月日を記載すること。

「7 期日（3）事業廃止（予定）年月日」

事業の廃止の場合、事業廃止（予定）年月日を記載すること。

「7 期日（4）財産処分（予定）年月日」

財産処分（予定）年月日を記載すること。

## 添 付 書 類 等

- 処分申請時に事業者が添付すべきもの
  - 1 実績報告書の写し
  - 2 確定額通知書の写し
  - 3 整備財産を譲渡、貸付又は交換する場合は、財産処分に係る相手方との契約書（案）及び定款並びに理事会議事録等の写し
  - 4 整備財産（施設整備分）処分前・処分後の状況を表示した図面
  - 5 処分内容によっては、都道府県主管課の意見書等

## — 申 請 書 の 提 出 先 等 —

- 申請書  
医療法人等事業者 ⇒ 都道府県主管課 ⇒ 厚生労働省老健局高齢者支援課 ⇒ 支払基金
- 承認通知  
支払基金 ⇒ 厚生労働省老健局高齢者支援課 ⇒ 都道府県主管課 ⇒ 医療法人等事業者